

日助 181 号
2023年10月26日

自由民主党
組織運動本部 厚生関係団体委員長
大串 正樹殿
政務調査会 厚生労働部会長
古賀 篤殿

公益社団法人日本助産師会
会長 高田昌代



令和6年度予算・税制等に関する要望書

公益社団法人日本助産師会は、助産師の職能団体として次世代を担う子どもたちを安心して生み育てられる社会を目指し、妊娠・出産・育児の支援を行っております。

すべての子育て世代の負担を軽減し、切れ目のない母子保健サービスの提供が推進されますよう、以下の要望をいたします。

要 望 事 項

I. 産後ケア事業推進に向けた制度・予算

- 産後ケア事業利用者（産後の母子）の負担金の軽減を目的に設けられた利用料減免の上限撤廃のため、国からの補助の増額を図りたい。
- 産後ケア事業委託料の増額のため、国の補助率を上げる等の措置を図りたい。

II. 税制改正

- 助産所、訪問看護ステーション等における物価高騰に対する財政上の措置をお願いしたい。

要 望 理 由

I. 産後ケア事業推進に向けた制度・予算

- 産後ケア事業利用者（産後の母子）の負担金の軽減を目的に設けられた利用料減免の上限回数を上げるため、国からの補助の増額を図りたい。

産後ケア事業は少子化社会対策大綱において、産後ケアを必要とする全ての母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を構築するため、2024年度末までの全国展開を目指すとなっております。ユニバーサルな利用を

目指し、令和5年度より住民税非課税世帯以外の世帯にも1回あたり2,500円の利用料減免が適用され、利用する母子の負担軽減に繋がっております。

しかしながら、この産後ケア事業利用者（産後の母子）に対する利用料減免は上限5回とされています。利用する母子の中には、少ない支援回数でも育児の不安や困難感が軽減する方もいますが、十分な支援を必要とする方もいます。特にこの事業は、十分な支援を必要とする母子のためにあると言っても過言ではありません。利用回数を宿泊型、日帰り型、訪問型ともに7回を上限としている市町村が多くありますが、利用料減免は上限5回であるが故に、産後ケア事業利用者（産後の母子）が利用を躊躇しています。

産後ケアを必要とする全ての母子が利用しやすい環境づくりのために、本事業の全国展開後時限を設け、産後ケア事業利用者（産後の母子）の負担金の軽減を目的に設けられた利用料減免の上限撤廃のため、国からの補助の増額を図りたい。

2. 産後ケア事業委託料の増額のため、国の補助率を上げる等の措置を図りたい。

昨年度の全国調査ならびに本会調査によると、市町村の委託金額の少なさが課題となっており、産後ケア事業を受けている助産所においても同様で、4割が赤字・経営困難となっています。助産所所在地における年間出生数1000人以下では70%が赤字と、特に出生数の少ない地域ほどその傾向にあります。産後ケア事業は、市町村事業であり、委託料の額は市町村において決定されているため、市町村への要望も行ってはいますが、市町村行政の子育て支援への財政には偏りがあり、効果が十分ではありません。産後ケア事業を持続可能な事業としていくための対応が必要と考えます。

そのため、産後ケアの全国展開と円滑な事業運営に向けて、市町村が委託費用・利用料などの調整ができる本事業の全国展開に向けて時限を設け、国からの補助率を2/3に上げる措置を図りたい。

II. 税制改正

1. 助産所、訪問看護ステーション等における物価高騰に対する財政上の措置をお願いしたい。

ウクライナでの戦争の長期化等に伴う物価高騰は、国民の生活といのちを守る看護・助産の現場にも大きな影響を及ぼしています。

助産所では、水道・光熱費、食材費の価格高騰により経営が大きく影響を受けており、また、訪問看護ステーションにおいては、居宅訪問に係る交通費・諸経費への負担が生じています。助産所、訪問看護ステーション等の小規模事業所では経営基盤が脆弱であります。物価高騰の煽りを受けながらも、事業を継続し、サービスを提供するために財政的支援をお願いしたい。

以上